

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権の発効・失効の 管理 具体的な管理方法 1 ②	システム部門（総務局情報化推進部）	情報システム部門	事後	機構改革に伴う記載の変更 のため、重要な変更にあた らない。
平成28年4月27日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権の発効・失効の 管理 具体的な管理方法 2	システム部門	情報システム部門	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあた らない
平成28年4月27日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容 1, 2	システム部門	情報システム部門	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあた らない
平成28年4月27日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容 2	システム部門	情報システム部門	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあた らない
平成28年4月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査の具体的 内容 2及び3	情報化推進部	情報システム部門	事後	機構改革に伴う記載の変更 のため、重要な変更にあた らない。
平成29年9月15日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第50条 札幌市個人番号利用条例（（平成27年10月6 日条例第42号）以下、「条例」という。） 第4条	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利 用条例 （平成27年10月6日条例第42号。以下、「利 用条 例」という。）	事後	文言整理による記載の変更 のため、重要な変更にあた らない
平成29年9月15日	Ⅲ-3 リスク3 リスク に対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じて いる。 2 システム操作記録を取得しているた め、事務外で使用した場合は直ちに特定可 能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の 業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾 書に署名をする。	1～3（省略） 4 外部記憶媒体の利用制御システムによ り、事前に登録された外部記憶媒体以外は 書き込みができないようにすることで、不 正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させ る変更であり、重要な変更 にあたらない。
平成29年9月15日	Ⅲ-5 リスク1 その他 の措 置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」および 「本特定個人情報ファイルを扱うシステム へのアクセス権限」を有する者を管理し、 情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報 の提供・移転処理以外で、情報の提供・移 転を行う作業等においては、情報システム 部門の職員が立会いを行う。	1～2（省略） 3 外部記憶媒体の利用制御システムによ り、事前に登録された外部記憶媒体以外は 書き込みができないようにすることで、不 正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させ る変更であり、重要な変更 にあたらない。
平成31年3月7日	I-7. . 評価実施機関にお ける担当部署 ②所属長の 役職名	介護保険課長 小山 雅司	介護保険課長	事後	様式変更による記載の変更 のため、重要な変更にあた らない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-1. 評価実施機関における担当部署 ②事務の内容	札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳の異動状況を把握し、資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険の収納管理に関する事務 徴収した保険料の収入状況を把握し、適切に管理するとともに決算の集計を行う。 4 介護保険の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。 5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、要介護（要支援）認定決定情報に関する情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う。また、各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。 8 地域支援事業に関する事務 被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定を行う。	札幌市では、介護保険法（平成9年法律第123号）及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱う。 1 介護保険の資格に関する事務 住民基本台帳により異動状況を把握し、介護保険の資格の取得・喪失の処理を行う。 2 介護保険料の賦課に関する事務 被保険者等の所得情報を把握し、介護保険料賦課額の決定、更正の処理を行う。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 徴収した介護保険料の収納状況を管理し、決算の集計を行う。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 滞納している納付義務者を把握し、催告等の処理を行う。 5 介護保険の認定に関する事務 被保険者等の申請に基づき、要介護認定の調査等を実施し、要介護・要支援状態区分等を認定する。また、主治医等から提供依頼があった場合、要介護（要支援）認定決定情報に関する情報提供を行う。 6 介護保険のケアプランに関する事務 要介護（要支援）の認定決定等を受けた被保険者のケアプランを管理する。 7 介護保険の給付に関する事務 介護サービス等の受給者に対して介護保険給付を行う。また、介護サービス利用料等の各種減額、減免及び利用者負担割合証交付に関する事務を行う。 8 地域支援事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受け、支給決定を行い対象者を管理する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-1. 評価実施機関における担当部署 ②事務の内容		（以下を追加。） 上記事務における申請・届出の受理については、郵送と窓口での受け付けのほか、サービス検索・電子申請機能（※）でも受け付ける。 （※）サービス検索・電子申請機能…地方公共団体のサービスの検索やオンライン申請ができる機能。	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②事務の内容	1 介護保険の資格に関する機能 ・取得及び喪失など介護保険者の資格管理 ・住所地特例、適用除外などの管理 ・住所指定、送付先指定などの住所管理 ・住登外者の登録 ・被保険者証及び受給資格証明書の発行 2 介護保険の賦課に関する機能 ・賦課情報の照会 ・新規資格取得者の賦課決定及び納入通知書の発行 ・税更正等による賦課更正及び納入通知書の発行 ・減免申請の登録 3 介護保険の認定に関する機能 ・要介護及び要支援認定の申請登録 ・訪問調査及び主治医意見書等の登録 ・一次判定及び認定審査会関係の登録 ・認定決定通知書、介護被保険者証等の発行 ・受給者情報の照会 （以下省略）	1 介護保険の資格に関する機能 ・取得及び喪失など介護保険者の資格管理 ・住所地特例、介護保険適用除外などの管理 ・住所指定、送付先指定などの住所管理 ・本市に住民登録のない被保険者の登録 ・被保険者証及び受給資格証明書の発行 2 介護保険料の賦課に関する機能 ・賦課情報の照会 ・新規資格取得者の賦課決定及び納入通知書の発行 ・税更正等による賦課更正及び納入通知書の発行 ・減免申請の登録 3 介護保険の認定に関する機能（総合事業含む） ・要介護及び要支援認定の申請登録 ・訪問調査及び主治医意見書等の登録 ・一次判定及び認定審査会関係の登録 ・認定決定通知書、介護被保険者証等の発行 ・受給者情報の照会 （以下省略）	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②事務の内容	<収納管理> 1 （省略） 2 社会保障宛名から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 （省略）	<収納管理> 1 （省略） 2 国保・介護・後期高齢システムで設定した送付先情報を社会保障宛名から連携 3 （省略）	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4②事務の内容	中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバー）と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 8 セキュリティ管理 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバー及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 （※）符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 （※）（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバー）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 （※）インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や復合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	1-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②事務の内容	中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。 1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。 3 システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム（※）と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤（団体内統合宛名）との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤（団体内統合宛名）から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤（団体内統合宛名）から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム …自治体中間サーバーのハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 〈参考〉 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバーのソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション（プログラム）群のこと（ハードウェアは含まない。）	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	1-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム②事務の内容	団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤（団体内統合宛名）を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	1-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7②事務の内容	既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。 2 住記異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。 3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	1-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8②事務の内容	システム基盤（個人基本）より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用するとともに、個人（および法人）を管理し、宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。 3 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務（国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務）で活用する。個人（及び法人）の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤（個人基本）からの住記異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤（税宛名）からの課税情報連携 システム基盤（税宛名）から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人（及び法人）の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。 4 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	1-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9②事務の内容	居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構（※）への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づく地方協働法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク（LGWAN）の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10②事務の内容	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の介護保険料の収納情報を国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ連携する。	金融機関・財務連携代行システムは札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11②事務の内容	システム基盤（個人基本）より住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用するとともに、個人及び法人を管理し、納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。 3 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。 4 社会保障宛名への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人（及び法人）の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤（個人基本）からの住基異動情報連携 システム基盤（個人基本）から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報（氏名・性別・生年月日・住所）を管理する。 3 システム基盤（団体内統合宛名）連携 システム基盤（団体内統合宛名）にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤（社会保障宛名）への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤（社会保障宛名）へ情報連携する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12①システムの名称		伝送通信ソフト	事後	国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム12②システムの機能		伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。（専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。） 1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事後	国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更。
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム13①システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	I-2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム システム13②システムの機能		【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索および申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定の際の所得確認などの事務の効率化が図れる。	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続きに添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に介護保険被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な保険料の賦課及び保険給付に資することが期待される。 2 紙媒体での照会により確認している、介護保険被保険者の所得等の確認等において事務の効率化が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担軽減（証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に介護保険被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な保険料の賦課及び保険給付に資することが期待される。 2 介護保険被保険者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民の負担軽減（証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	I-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 番号法別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）	事後	番号法の改正による変更。
令和2年11月24日	（別添1）事務の内容		図中 ①届出・申請（電子申請）	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	（別添1）事務の内容		図中 ⑦受給者異動情報⑧給付実績の授受に「伝送通信ソフト」を追加。	事後	国保連合会に委託している「介護保険審査支払事務」で、委託先へのデータの受渡し方法を電子媒体から専用線による方法に変更したため修正。
令和2年11月24日	II-2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	介護保険の第1号被保険者並びに介護保険被保険者証を交付した第2号被保険者及び世帯構成員（資格喪失者を含む） 正確かつ公平・公正な介護保険業務を行うにあたり、介護保険対象者の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要があるため	①介護保険の第1号被保険者及びその世帯構成員（喪失者を含む） ②介護保険被保険者証を交付した第2号被保険者及びその世帯構成員（資格喪失者を含む） ③札幌市に住所を有する介護保険適用除外者及び住所地特例者。 介護保険業務を正確かつ公平・公正に行うため、上記の範囲を対象にする必要がある。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅱ-2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1 識別情報：対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報：保険料段階及び利用者負担段階等を決定するために保有 ② 医療保険関係情報：第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有 ③ 障害者福祉関係情報：被保険者の適用除外の確認等を行うために保有 ④ 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、保険料段階及び利用者負担段階等を決定するために保有 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有 ⑥ 年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、保険料段階及び利用者負担段階等を決定するために保有	1 識別情報：対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ② 医療保険関係情報：第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有 ③ 障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有 ④ 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有 ⑥ 年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		(以下を追加) その他（サービス検索・電子申請機能）	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	介護保険法並びに番号法別表第二の93項及び94項の規定による。庁内連携による入手は条例別表2の9項、10項、11項、12項、13項、14項及び15項において明示されている。	介護保険法並びに番号法別表第二の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	行政運営の効率化と公平・公正な介護保険事務を行うため。	行政運営の効率化と公平・公正な介護保険事務のため。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 (省略) 2 介護保険の賦課に関する事務 ①～④ (省略) 3 介護保険の収納管理に関する事務 ① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。 ② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納消込の事務に使用する。 ③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納消込の事務に使用する。 ④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。 4 介護保険の滞納整理に関する事務 ①～② (省略) 5 (省略) 6 介護保険のケアプランに関する事務 ①本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。 7 介護保険の給付に関する事務 ① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。 8 地域支援事業に関する事務 ① 被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。	1 (省略) 2 介護保険料の賦課に関する事務 ①～④ (省略) 3 介護保険料の収納管理に関する事務 ① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。 ② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 ①～② (省略) 5 (省略) 6 介護保険のケアプランに関する事務 ① 本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。 7 介護保険の給付に関する事務 ① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。 8 地域支援事業に関する事務 ① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	保険料の賦課額・減免等の決定、要介護（要支援）認定等の決定、給付の支給・減額・減免の決定、償還払いの支給決定	介護保険料の賦課額・減免等の決定、要介護（要支援）認定等の決定、介護給付の支給・減額・減免の決定、償還払いの支給決定	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	介護保険システムの安定した稼働のため、システムの運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 ⑥委託先名	札幌市総合情報センター株式会社（予定）	競争入札により決定する。	事後	修正漏れがあったため今回の見直しで修正。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 再委託⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	介護保険システムの安定した稼働のため、システムの運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 ⑥委託先名	札幌市総合情報センター株式会社（予定）	競争入札により決定する。	事後	修正漏れがあったため今回の見直しで修正。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 2 再委託⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲対象となる本人の数 対象となる本人の範囲	対象となる本人の数 1万人未満 対象となる本人の範囲 100万人以上1,000万人未満	対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	明らかな誤記修正のため重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	介護保険システムの安定した稼働のため、システムの運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	特定個人情報ファイルの一部ではなく全体について運用管理等を行う必要がある。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ⑥委託先名	札幌市総合情報センター株式会社（予定）	競争入札により決定する。	事後	修正漏れがあったため今回の見直しで修正。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 再委託⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。	対象者へ自己負担割合証や各種通知等を送付するに当たり、札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 再委託⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制（委託先の管理下にあるか）を判断し許諾する。	申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ①委託内容	介護報酬等の審査支払業務及び第三者求償業務	介護報酬等の審査支払業務、第三者求償業務及び保険者事務共同処理業務	事後	記載漏れがあったため今回の見直しで業務を追加。（いずれの業務も個人番号の利用はない。）
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ②取扱いファイルを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務を行うことができる旨規定されている。	介護保険法第176条において「国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる」旨規定されている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体（フラッシュメモリを除く）	専用線	事後	敷設済み専用線の利用が可能となったことから特定個人情報ファイルの提供方法を変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅱ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務を行うことができる旨規定されている。	介護保険法第176条において、国民健康保険団体連合会は市町村から委託を受けて、介護報酬等の審査・支払い事務、第三者行為求償業務の他、介護保険事業の円滑な運営に資する事業を行うことができる旨規定されている。	事後	業務内容修正に伴い、今回の見直しで修正。
令和2年11月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	提供を行っている（20件）	提供を行っている（23件）	事後	番号法の改正による変更。
令和2年11月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者（別紙1参照）	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二（第1項）	番号法第19条第7号 別表第二	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1-②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1-③提供する情報	介護保険給付等関係情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2～20		（削除）	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜札幌市における措置＞ 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 （以降省略）	＜札幌市における措置＞ 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 （以降省略）	事後	誤記の修正であり、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	介護保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにする必要があるため。	過去の情報を必要とする業務が多いため、介護保険法等ではデータの保管期間の定めがない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜札幌市における措置＞ 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し消去する。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類については、シュレッダーで完全に消去する。 （以下、省略）	＜札幌市における措置＞ 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。 4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。 （以下、省略）	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	（別紙1）番号法第19条第7号別表2に定める事務		提供先について集約したため「別紙1」を追加	事後	提供先について別紙1に集約した。文言整理による記載の変更であり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 電子申請時は、サービス検索・電子申請機能画面に個人番号の提出が必要な対象者について表示し、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	「3」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 住民がサービス検索・電子申請機能の画面誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力する際に、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	「2」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞ 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。 2 紙媒体により提出される申請等情報は、札幌市を交付先としており、詐欺・奪取が行われることはない。 3 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 ＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞ システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。 ＜システム外の措置＞ 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	＜介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置＞ 1 手続きに当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐欺・奪取が行われるリスクは低い。 3 それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 ＜団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞ それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ 1 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。 2 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続きを探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえるよう措置を講じている。 ＜システム外の措置＞ 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。	事前	＜サービス検索・電子申請機能における措置＞について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等から入手する情報については、各入手元において番号法第16条に基づく本人確認が行われている。	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す。また、個人番号付電子申請データを受領した市町村等は署名検証（有効性確認、改ざん検知）等を実施する。これにより本人確認を行う。	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 2 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職種で修正することで、正確性を確保している。	1 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。 2 サービス検索・電子申請機能へ不正確な個人番号が入力されたときに検出する機能がある（チェックデジット）。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記する機能がある。これにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4：入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 省略紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。	<介護保険システム、国保・介護・後期収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <サービス検索・電子申請機能における措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN（※）、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うため、外部に漏れることはない。 （※）LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。	事前	「<サービス検索・電子申請機能における措置>」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	1 介護保険業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤（社会保障宛名）において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 3 システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。 4 システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。	1 介護保険業務に関する宛名情報は、システム基盤（社会保障宛名）に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。 3 システム基盤（個人基本）との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みになっている。 4 システム基盤（団体内統合宛名）との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される仕組みになっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他の	システム基盤（市中間サーバー）との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。	システム基盤（市中間サーバー）との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法	システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	1 システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 2 サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する職員を限定し、個人ごとのユーザIDを割り当て、IDとパスワードによる認証を行う。 3 なりすましによる不正を防止する観点から共用のIDは利用しない。	事前	「2」及び「3」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な方法	1 発効管理 ① 認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ. 2. ⑥ 事務担当部署」の所属長）から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門（「Ⅱ. 2. ⑥ 事務担当部署」の所属長）から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。また、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で利用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。 4 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みができないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。 2 システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。 3 会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。 4 住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。	事前	「4」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	1～2 省略 3 住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。	事前	「3」について、申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	〈リスク：事務に係る関係のない者にのぞき見等されるリスク〉 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調査に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。	事後	札幌市特定個人情報取扱要領（以下「要領」という。）で新たに策定した、特定個人情報取扱安全管理基準に基づき、予め「情報保護管理体制の確認」を実施することと規定したため
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。	システムの操作記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。	（内容） 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 （確認方法） この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事後	要領で新たに「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。	（内容） 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 （確認方法） この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	事後	要領で新たに「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	消去ルール：定めていない ルールの内容及びルール遵守の確認方法：サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止している。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	消去のルール：定めている ルールの内容及びルール遵守の確認方法：（内容） 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 （確認方法） この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	事後	要領で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事業等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を降り扱う従業員の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	要領で新たに「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。 セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させている。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	要領で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を策定したため、記載を変更
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	（内容） 札幌市内部の介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。 （確認方法） 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるかを確認している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。 3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みができないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容	1 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報リスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5： 不正な提供が行われるリスク	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、不正な提供が行われないよう備えている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報提供を副本として保存・管理する機能。	<札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	・本市の各システム、管理する情報及び通信中の情報へ不正にアクセスされたり漏えいしたりするリスク <札幌市における措置> （省略） <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> （省略） <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1～2（省略） 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方公共団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 地方公共団体のみが特定個人情報の管理を行い、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにすることで、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。 4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを設置しているデータセンターでは、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1-⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。 3 サービス検索、電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2：特定個人情報古い情報のまま管理され続けるリスク リスクに対する措置	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクはない。	1 保有する情報は変更があった場合に随時更新している。また、更新漏れがないように、複数の職員で確認する体制をとっている。 2 取得した電子申請データは紙に印刷するまで、LGWAN接続端末に一時保管されている。この一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合は古い情報で審査等を行わないよう履歴管理を行う。	事前	申請方法（電子申請）追加に伴う重要な変更。
令和2年11月24日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	1 データについては法律等で保管期間の定めがないため、一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破砕等を行う。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。	1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。 2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。 3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又はは裁断によって消去する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月24日	Ⅳ-その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が順守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	事後	要領で新たに策定した点検項目に基づき自己点検実施するため、記載を変更。
令和2年11月24日	Ⅳ-その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が順守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	事後	要領で新たに策定した監査項目に基づき監査を実施するため、記載を変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	IV-その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<札幌市における措置> 介護保険事務にかかわる職員（臨時職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<札幌市における措置> 介護保険事務に携わる職員（会計年度職員等を含む。）に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修（個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。）を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する	事後	要領で新たに策定した監査項目に基づき監査を実施するため、記載を変更。
令和2年11月24日	IV-その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバー室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	(削除)	事後	他の項目に書かれているリスク対策と内容が重複しているため削除。文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらなない。
令和3年3月3日	I-1. .評価実施機関における担当部署 ②事務の内容	札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。 1～7（省略） 8 地域支援事業に関する事務 被保険者の介護予防対象者を管理し、利用申請の受付、支給決定を行う。	札幌市では、介護保険法及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）により個人番号の利用に関し必要な事項を定めている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。 1～7（省略） 8 地域支援事業に及び保健福祉事業に関する事務 対象となる被保険者からの利用申請を受付、支給決定を行い対象者を管理する。	事前	文言整理及び法定事務（地域支援事業）の一部を独自利用事務（保健福祉事業）に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及び利用範囲等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらなない。
令和3年3月3日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	高齢者や障がい者に関する福祉制度の事務を行うシステムであり、介護保険事務においては、介護保険法に基づく介護保険の地域支援事業に関する事務において、次の機能を使用する。 ・地域支援事業に関するサービスの申請登録（決定、変更、廃止等） ・地域支援事業に関するサービスの実績入力、確認、支払登録、照会 ・地域支援事業に関するサービスの支給決定通知書、利用券、関係帳票の発行 ・受給者情報の照会 ・所得情報を反映する機能（階層再設定）	高齢者や障がい者に関する福祉制度の事務を行うシステムであり、介護保険事務においては、介護保険法に基づく介護保険の地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務において、次の機能を使用する。 ・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの申請登録（決定、変更、廃止等） ・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの実績入力、確認、支払登録、照会 ・地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの支給決定通知書、利用券、関係帳票の発行 ・受給者情報の照会 ・所得情報を反映する機能（階層再設定）	事前	法定事務（地域支援事業）の一部を独自利用事務（保健福祉事業）に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及びシステム等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらなない。
令和3年3月3日	I-5. . 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。）	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条	事前	文言整理のため、重要な変更にあたらなない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月3日	(別添1) 事務の内容 (備考)	①～⑩(省略) ⑪被保険者からの地域支援事業に関する申請や届出を受け付け、確認を行う。 ⑫所得情報等に基づき、地域支援事業に関するサービスの決定通知、利用券の発行を行う。	①～⑩(省略) ⑪被保険者からの地域支援事業及び保健福祉事業に関する申請や届出を受け付け、確認を行う。 ⑫所得情報等に基づき、地域支援事業及び保健福祉事業に関するサービスの決定通知、利用券の発行を行う。	事前	法定事務(地域支援事業)の一部を独自利用事務(保健福祉事業)に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及びシステム等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。
令和3年3月3日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1～7(省略) 8 地域支援事業に関する事務 ① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。	1～7(省略) 8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 ① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。	事前	法定事務(地域支援事業)の一部を独自利用事務(保健福祉事業)に移行したため事務の名称を変更。事務手続き及び特定個人情報の入手・使用方法に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。
令和3年3月3日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4-①法令上の根拠	番号法第9条第2項、条例第4条第2項及び条例第4条第3項別表2(第9項、第13項及び第14項)	番号法第9条第2項、条例第4条第2項及び条例第4条第3項別表2(第9項、第11の2項、第13項及び第14項)	事前	条例改正に伴う文言整理。事務手続き及び個人番号利用範囲等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。
令和3年3月3日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4-②移転先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	事前	法定事務(地域支援事業)の一部を独自利用事務(保健福祉事業)に移行したことによる。条例改正に伴う文言整理。事務手続き及び個人番号利用範囲等に変更はなく、リスクの変動はないため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	表紙 評価書名	介護保険に関する事務	介護保険に関する事務 全項目評価書	事後	文言整理による記載の追加のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(省略) 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更若しくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	(省略) 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)改正に伴う文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時（リアルタイム）で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤（団体内統合宛名）や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤（市中間サーバー）への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤（市中間サーバー）へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	I-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 番号法別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 番号法別表第二の第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）に「介護保険法」が含まれる項（93、94の項）	事後	番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	II-2. 基本情報 ④記録される項目-主な記録項目	・識別情報 [○] 個人番号、[] 個人番号対応符号、 [○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、[○] 連絡先（電話番号等）、[○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報、[○] 地方税関係情報、[] 健康・医療関係情報、 [○] 医療保険関係情報、[] 児童福祉・子育て関係情報、 [○] 障害者福祉関係情報、[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報、[] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報、[] 学校・教育関係情報、[] 災害関係情報 [] その他（ ）	・識別情報 [○] 個人番号、[] 個人番号対応符号、 [○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、[○] 連絡先（電話番号等）、[○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報、[○] 地方税関係情報、[] 健康・医療関係情報、 [○] 医療保険関係情報、[] 児童福祉・子育て関係情報、 [○] 障害者福祉関係情報、[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報、[] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報、[] 学校・教育関係情報、[] 災害関係情報 [○] その他（公金受取口座情報）	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	Ⅱ-2. 基本情報 ④記録される項目-その妥当性	1 識別情報：対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ② 医療保険関係情報：第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有 ③ 障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有 ④ 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有 ⑥ 年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。	1 識別情報：対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報：対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報：介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ② 医療保険関係情報：第2号被保険者の医療保険を把握するため、また、高額医療合算介護サービス費の給付のために保有 ③ 障害者福祉関係情報：被保険者の介護保険の適用除外の確認等を行うために保有 ④ 生活保護・社会福祉関係情報：生活保護に関する情報に基づき、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：介護保険給付の適切な給付実績等を確認するために保有 ⑥ 年金関係情報：特別徴収を行うために保有。また、老齢福祉年金にあっては、介護保険料段階及び介護保険の利用者負担段階等を決定するために保有。 ⑦ 公金受取口座情報：住民が公金受取口座の利用を希望した場合、保険料の還付及びサービス費等支給時の受取口座として保有。	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年9月1日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署（各区の戸籍住民課、保険年金課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課） [○] 行政機関・独立行政法人等（医療保険者、日本年金機構、年金保険者） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人（各市町村） [] 民間事業者（ ） [○] その他（国民健康保険団体連合会）	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署（各区の戸籍住民課、保険年金課、保護担当課及び保健福祉課、各市税事務所の市民税課） [○] 行政機関・独立行政法人等（デジタル庁、医療保険者、日本年金機構、年金保険者） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人（各市町村） [] 民間事業者（ ） [○] その他（国民健康保険団体連合会）	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年9月1日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手の時期・頻度	1 識別情報：随時（変更時等） 2 連絡先等情報：随時（変更時等） 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報：随時又は月次、年次 ② 医療保険関係情報：随時 ③ 障害者福祉関係情報：随時 ④ 生活保護・社会福祉関係情報：随時 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：随時 ⑥ 年金関係情報：月次、年次	1 識別情報：随時（変更時等） 2 連絡先等情報：随時（変更時等） 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報：随時又は月次、年次 ② 医療保険関係情報：随時 ③ 障害者福祉関係情報：随時 ④ 生活保護・社会福祉関係情報：随時 ⑤ 介護・高齢者福祉関係情報：随時 ⑥ 年金関係情報：月次、年次 ⑦ 公金受取口座情報：随時	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 介護保険の資格に関する事務 ① 住民基本台帳から65歳到達者情報を取得し、資格を取得させる事務に使用する。 ② 住民基本台帳の異動情報から、資格の取得及び喪失、住所変更の事務に使用する。 2 介護保険料の賦課に関する事務 ① 被保険者及び世帯構成員の住民税情報から保険料賦課額を決定又は更正する事務に使用する。 ② 他市町村からの転入者の住民税情報を把握し、保険料賦課額を決定する事務に使用する。 ③ 生活保護受給情報及び老齢福祉年金情報から、保険料賦課額を決定する事務に使用する。 ④ 年金保険者からの年金情報に基づき、特別徴収の開始又は停止などの事務に使用する。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 ① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。 ② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 ① 保険料の滞納情報及び督促情報から、催告書の送付及び滞納処分に使用する。 ② 本人等との納付相談内容等を記録。 5 介護保険の認定に関する事務 ① 第2号被保険者の医療保険情報を確認する事務に使用する。 ② 保険料の滞納情報から、給付制限の措置に該当するか判断する事務に使用する。 ③ 他市町村からの転入者の受給資格証明書の情報に基づき、認定情報を継続する事務に使用する。 6 介護保険のケアプランに関する事務 ① 本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。 7 介護保険の給付に関する事務 ① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。 8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 ① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。	1 介護保険の資格に関する事務 ① 住民基本台帳から65歳到達者情報を取得し、資格を取得させる事務に使用する。 ② 住民基本台帳の異動情報から、資格の取得及び喪失、住所変更の事務に使用する。 2 介護保険料の賦課に関する事務 ① 被保険者及び世帯構成員の住民税情報から保険料賦課額を決定又は更正する事務に使用する。 ② 他市町村からの転入者の住民税情報を把握し、保険料賦課額を決定する事務に使用する。 ③ 生活保護受給情報及び老齢福祉年金情報から、保険料賦課額を決定する事務に使用する。 ④ 年金保険者からの年金情報に基づき、特別徴収の開始又は停止などの事務に使用する。 3 介護保険料の収納管理に関する事務 ① 本人等の金融機関口座情報を取得し、保険料の口座振替や還付の事務に使用する。 ② 金融機関からの普通徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ③ 年金保険者からの特別徴収の保険料入金情報を取得し、収納の事務に使用する。 ④ 生活保護受給情報に基づき、保険料の受領委任払いの事務に使用する。 4 介護保険料の滞納整理に関する事務 ① 保険料の滞納情報及び督促情報から、催告書の送付及び滞納処分に使用する。 ② 本人等との納付相談内容等を記録。 5 介護保険の認定に関する事務 ① 第2号被保険者の医療保険情報を確認する事務に使用する。 ② 保険料の滞納情報から、給付制限の措置に該当するか判断する事務に使用する。 ③ 他市町村からの転入者の受給資格証明書の情報に基づき、認定情報を継続する事務に使用する。 6 介護保険のケアプランに関する事務 ① 本人や代理人からのケアプランを受け付け、ケアプラン届出状況を管理する事務に使用する。 7 介護保険の給付に関する事務 ① 住民税や社会保障の給付状況等の情報を把握し、利用者負担段階を決定する事務に使用する。 ② 金融機関口座情報を取得し、サービス費等支給の事務に使用する。 8 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務 ① 対象となる被保険者を管理し、利用申請の受付、支給決定する事務に使用する。	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先、①法令上の根拠、②提供先における用途	提供先1 番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者（別紙1参照） ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第7号 別表第二に定める各事務 （別紙1）番号法第19条第7号別表2に定める事務	提供先1 番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照会者（別紙1参照） ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務 （別紙1）番号法第19条第8号別表2に定める事務	事後	番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜札幌市における措置＞ 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜札幌市における措置＞ 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ② サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第7号別表2に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号別表2に定める事務	事後	番号法改正に伴う条項号数ズレによる修正であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	サーバ室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	①特定個人情報を取り扱う従業員の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業員を限定させる。 ③サーバ室や事務室の入退室を従業員に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 ④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	事後	文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	システムの操作記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業員の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。	事後	文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5 リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、不正な提供が行われないよう備えている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可プラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 機微情報（DV支援対象者情報等）については自動応答を行わないように自動応答不可プラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・本市の各システム、管理する情報及び通信中の情報へ不正にアクセスされたり漏えいしたりするリスク ＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 2 情報提供用個人識別符号は情報連携においてのみ用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方公共団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 地方公共団体のみが特定個人情報の管理を行い、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにすることで、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	その他のリスク①：不正なアクセスがなされるリスク ＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制している。 その他のリスク②：情報提供用符号が不正に用いられるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。 その他のリスク③：通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク ＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 2 中間サーバーと自治体等についてはVPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。 その他のリスク④：情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改等に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。
令和4年9月1日	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	＜札幌市における措置＞ 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。 4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを設置しているデータセンターでは、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	＜札幌市における措置＞ 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。 4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月1日	Ⅳ-2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う変更であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和4年9月1日	Ⅳ-3. その他のリスク対策		<札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	地方公共団体情報システム機構が所管する自治体中間サーバー・プラットフォームの更改等に伴う表記の追加であり、特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添1) 事務内容		図中 ⑬速報・確報情報 ⑭被保険者情報 (※個人番号除く)	事前	介護保険料のコンビニ収納導入及び行政事務センターへの業務委託に伴う追加である。なお、収納代行会社は収納情報のみを取扱い、行政事務センターは個人番号を除いた業務委託に係る被保険者情報のみを取扱うので、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添1) 事務の内容 (備考)	①～⑫(省略)	①～⑫(省略) ⑬コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。 ⑭行政事務センターが口座振替処理業務及び保険料早期納付勧奨に係る業務に関する被保険者情報を取扱う。	事前	介護保険料のコンビニ収納導入及び行政事務センターへの業務委託に伴う追加である。なお、収納代行会社は収納情報のみを取扱い、行政事務センターは個人番号を除いた業務委託に係る被保険者情報のみを取扱うので、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添1) 事務内容		図中 ⑮被保険者情報	事前	区役所における介護認定事務の一部を介護認定事務センターに委託・集約化することに伴う追加である。なお、Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6の追記に合わせた記載の整理のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添1) 事務の内容 (備考)	①～⑭(省略)	①～⑭(省略) ⑮介護認定事務センターが介護認定事務に関する被保険者情報を取扱う。	事前	区役所における介護認定事務の一部を介護認定事務センターに委託・集約化することに伴う追加である。なお、Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6の追記に合わせた記載の整理のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	Ⅱ-2. 基本情報 ④記録される項目-主な記録項目	・識別情報 ☐ 個人番号、☐ 個人番号対応符号、 ☐ その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 ☐ 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、☐ 連絡先（電話番号等）、☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報、☐ 地方税関係情報、☐ 健康・医療関係情報、 ☐ 医療保険関係情報、☐ 児童福祉・子育て関係情報、 ☐ 障害者福祉関係情報、☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報、☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報、☐ 学校・教育関係情報、☐ 災害関係情報 ☐ その他（公金受取口座情報）	・識別情報 ☐ 個人番号、☐ 個人番号対応符号、 ☐ その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 ☐ 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、☐ 連絡先（電話番号等）、☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報、☐ 地方税関係情報、☐ 健康・医療関係情報、 ☐ 医療保険関係情報、☐ 児童福祉・子育て関係情報、 ☐ 障害者福祉関係情報、☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報、☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報、☐ 学校・教育関係情報、☐ 災害関係情報 ☐ その他（口座登録・連携ファイル関係情報）	事前	文言整理による記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
令和6年8月5日	Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託.委託事項4～5	委託事項4:帳票印刷等業務 委託事項5:介護保険審査支払等事務	（項目を削除。） 委託事項4:帳票印刷等業務 （項番を繰上げ。） 委託事項4:介護保険審査支払等事務	事前	帳票印刷等業務において、特定個人情報の取扱いを委託していないことによる、評価書上の記載から削除及び記載削除に伴う項番繰上げの変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。
令和6年8月5日	Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託.委託事項5		（以下を追加。） 委託事項5:介護認定事務 ①委託内容:区役所で行っている介護認定事務の一部を集約した介護認定事務センターの業務を行う。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲:特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数:100万人以上1,000万人未満 対象となる本人の範囲:「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 その妥当性:介護認定事務センターでは、個人番号が記載された介護認定申請書を各区役所から受理する。受理後に、介護保険システムにて個人番号を閲覧しながら、各区役所で行った介護認定申請のシステム入力が別の被保険者になっていないかを確認するため。 ③委託先における取扱者数:50人以上100人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法:専用線、紙 ⑤委託先名の確認方法:札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。 ⑥委託先名:企画競争により決定する。 ⑦再委託の有無:再委託する ⑧再委託の許諾方法:申請を受けて、委託内容（業務の一部であるか）や管理体制を判断し許諾する。 ⑨再委託事項:業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。	事前	区役所における介護認定事務の一部を介護認定事務センターに委託・集約化することに伴う追加であり重要な変更にあたる。
令和6年8月5日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜札幌市における措置＞ 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜札幌市における措置＞ 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	外部記憶媒体への特定個人情報データ複製は禁止しており、災害時やプリンタ障害などの業務上やむを得ない場合に限り、データ複製及び保管を行うため、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではなく、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。 4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<札幌市における措置> 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。 4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。 5 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	札幌市における措置に関する記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	(別添2)ファイル記録項目		4667 口座登録・連携ファイル関係情報	事前	照会先の追加にあたり特定個人情報ファイルを取扱うプロセス及び当該プロセスに係るリスク対策に変更はなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業者が事務外で使用するリスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。 2 システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。 3 会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。 4 住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。	1 外部記憶媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。 2 システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。 3 会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。 4 住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。 5 業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。 6 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	文言整理による記載の変更であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年8月5日	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 4 外部記憶媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。 5 業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。 6 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事前	外部記憶媒体に係る記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	Ⅲ-7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク 1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策-具体的な対策の内容	＜札幌市における措置＞ 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないとう入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	＜札幌市における措置＞ 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないとう入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。 5 外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を 講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	外部記憶媒体に係る記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。
令和6年8月5日	Ⅲ-7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク 3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク-消去手順-手順の内容	1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する(介護保険法等には保管期間の定めがない)。 2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。 3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。	1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する(介護保険法等には保管期間の定めがない)。 2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。 3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。 4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	外部記憶媒体に係る記載の追加であり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にあたらない。
令和6年8月5日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に關し必要な事項を定めている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に關し必要な事項を定めている。 については、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。	事後	番号法の改正による変更。
令和6年8月5日	I-5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条	番号法第9条第1項別表の68の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条	事後	番号法の改正による変更。
令和6年8月5日	I-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項)	事後	番号法の改正による変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月5日	Ⅱ-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	介護保険法並びに番号法別表第二の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	事後	番号法の改正による変更。
令和6年8月5日	(別紙1)Ⅱ-5-提供先	(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務	(別紙1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務	事後	番号法の改正による変更。
	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の68項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に關し必要な事項を定めている。 ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。	札幌市では、介護保険法(平成9年法律第123号)及びこれに基づく条例により、介護保険に関する事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の100項により個人番号を利用することができるのは、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令で定められている。 また、同法第9条第2項に基づき札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例42号。以下「利用条例」という。)により個人番号の利用に關し必要な事項を定めている。 ついては、特定個人情報ファイルを当該内閣府・総務省令及び利用条例に定める以下の事務で取り扱う。	事後	番号法の改正による変更。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(国保・介護・後期 統合収納管理/滞納管理システム)	事前	接続先システムの変更。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2①システムの名称	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム	国保・介護・後期 統合収納管理/滞納管理システム	事前	接続先システムの変更。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 国保・介護・後期高齢システムで設定した送付先情報を社会保障宛名から連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれに基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの賦課情報連携 2 国民健康保険・介護保険・後期高齢支援システムからの送付先情報連携 3 eLTAXとの納付書情報及び納付情報連携 <滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算	事前	連携先システムの変更。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他(金融機関・財務連携代行システム、庁内各業務システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他(庁内各業務システム、eLTAX)	事前	連携先システムの変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。	事後	番号法の改正による変更。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、社会保障業務(介護保険、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。	事後	接続先システムの変更。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10①システムの名称	金融機関・財務連携代行システム	システム基盤(税宛名)	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10②システムの機能	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムであり、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムとの連携においては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し、税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他(国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他(システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム)	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11①システムの名称	システム基盤(税宛名)	伝送通信ソフト	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人及び法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。	伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。(専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。) 1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他(システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム)	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他()	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12①システムの名称	伝送通信ソフト	サービス検索・電子申請機能	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12②システムの機能	伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険の審査支払等の業務で使用するデータについて、専用端末を用いて電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。(専用端末で送受するデータで個人番号は利用しない。) 1. 受給者情報異動連絡票データの送信 受給者情報異動連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。 2. 受給者情報訂正連絡票データの送信 受給者情報訂正連絡票データを暗号化し、国保連合会へ送信する。	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が行った電子申請データを取得するため、地方公共団体に公開する機能	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他()	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他()	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	削除	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 住民が行った電子申請データを取得するため、地方公共団体に公開する機能	削除	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。
	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム13③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他()	削除	事後	接続先システムの廃止(10廃止のため11～13を1づつ繰り上げ)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-5.. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条	番号法第9条第1項別表の100の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 番号法第9条第2項及び利用条例第4条	事後	番号法の改正による変更。
	I-6.. 情報ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93、94の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)に「介護保険法」が含まれる項(131、132の項)	事後	番号法の改正による変更。
	(別添1)事務内容		【図中】 ・基幹系システムがガバメントクラウド内へ移行 ・国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システムに名称変更 ・庁内各業務システムをガバメントクラウド内外に分割 ・eLTAX及び⑩納付書情報・⑪納付情報の追加 ・介護保険システムとシステム基盤間に矢印を追加(実情に合わせた修正)	事前	特定個人情報の保管場所変更や対象システム変更によるため、重要な変更にあたる。
	II-2.. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・連絡先等情報	【○】4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 【○】連絡先(電話番号等) 【○】その他住民票関係情報	【○】5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) 【○】連絡先(電話番号等) 【○】その他住民票関係情報	事後	様式変更による。
	II-4.. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の93項及び94項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	介護保険法並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131項及び132項の規定に明示している。また、庁内連携による入手は条例別表2の9項から15項までにおいて明示している。	事後	番号法の改正による変更。
	II-4.. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムのアプリケーション運用・保守	国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システムのアプリケーション運用・保守	事前	委託対象システムの変更
	II-6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正(事後)。 ②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 ②消去方法	＜札幌市における措置＞ 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。 4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。 5 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜札幌市における措置＞ 1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報を、システムが自動判別し消去する仕組みを備えている。 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類は、シュレッダーで裁断する。 4 個人番号付電子申請データは紙に打ち出した後、LGWAN接続端末から速やかに完全消去する。 5 外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。 ②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <サービス検索・電子申請機能における措置> 1 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。 2 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえよう措置を講じている。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。	<介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <サービス検索・電子申請機能における措置> 1 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。 2 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえよう措置を講じている。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。	事前	特定個人情報を取り扱うシステムの変更による。
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<介護保険システム、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <サービス検索・電子申請機能における措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN(※)、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。 (※)LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。	<介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理／滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <サービス検索・電子申請機能における措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN(※)、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。 (※)LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。	事前	特定個人情報を取り扱うシステムの変更による。
	Ⅲ-2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバー）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正。
	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの事業者が、特定個人情報にはアクセスできないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報にはアクセスできないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。	事後	自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正。
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤安全管理体制	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク④安全管理規程	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク④安全管理体制・既定の職員への周知	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤物理的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑤物理的対策 具体的な対策の内容	＜札幌市における措置＞ 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。 4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。 5 外部記憶媒体については、限定されたUSB メモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を 講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	＜札幌市における措置＞ 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード（ＩＣカード）を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置（ルータ・ＨＵＢ）は施錠可能なラックに設置している。 4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。 5 外部記憶媒体については、限定されたUSB メモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を 講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。 ②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑥技術的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク⑥技術的対策 具体的な対策の内容	＜札幌市における措置＞ 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。 3 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。	＜札幌市における措置＞ 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。 3 サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームでは、UTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。 ②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑦バックアップ	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑧事故発生時手順の策定・周知	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 リスクへの対策は十分か	特に力を入れて行っている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅲ-7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。 2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。 3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。 4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。	<札幌市における措置> 1 事務処理上、消去して問題ない情報かどうかを一定期間ごとに確認する（介護保険法等には保管期間の定めがない）。 2 磁気ディスク等の場合は、内容の復元ができないよう物理的な破砕等によって消去する。 3 紙媒体の場合は、内容が判読できないよう焼却又は裁断によって消去する。 4 外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は 管理者の承認を得て行う手順を定めている。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
	Ⅳ-1. 監査 ①自己点検	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅳ-1. 監査 ②具体的内容	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	Ⅳ-1. 監査 ②監査 具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正（事後）。 ②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV-2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
	IV-3. その他のリスク対策	＜札幌市における措置＞ 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する	＜札幌市における措置＞ 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	①自治体中間サーバー・プラットフォームの更改に伴う所要の修正(事後)。 ②特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。